

令和5年度 第201号

明日香村都市計画規制情報計測業務

令和 5年 5月

明日香村 総合政策課

## 第1章 総 則

### (目 的)

第1条 本業務は、行政区域内の都市計画法規制の現況を的確に把握し、明日香村における規制情報を的確に把握し、行政サービス向上に資するため、行政区域内の都市計画規制情報を再計測することを目的とする。

### (適用範囲)

第2条 本仕様書は、明日香村(以下「甲」という)が実施する「令和5年度 明日香村都市計画規制情報計測業務」(以下「業務」という)について適用され、受託者(以下「乙」という)が執行しなければならない一般事項を定めたものである。

### (適用する規定等)

第3条 本業務の実施に際しては、業務委託契約書及び本仕様書によるほか、次の関係法令及び諸規則等に基づいて行なうものとする。

- (1) 測量法（昭和24年6月3日法律第188号）
- (2) 都市計画法（昭和43年6月15日法律第100号）
- (3) その他関係法令及び諸規則

### (秘密の保持)

第4条 本業務の過程で知り得た情報等は「甲」の許可なく第三者に漏らしてはならない。

- 2 個人情報取り扱いや情報漏えい等の問題に対する技術的対策を講じるものとし、JISQ15001（プライバシーマーク（Pマーク））およびJISQ27001（情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS））を保有していなければならないものとし、業務着手前に資格証の写しを「甲」に提出しなければならない。

### (実施要項)

第5条 本業務を実施するにあたっては「甲」の意図及び目的を十分理解した上で、経験豊かな管理技術者及び照査技術者を定め、適切な人員を配置して最高技術を発揮するよう努力するとともに、正確丁寧にこれを行い、「甲」が定める担当職員と常に密接な連絡をとり、その指示に従うものとする。

### (配置技術者)

第6条 本業務で配置する技術者のうち管理技術者と照査技術者は、公告日より3か月以上の雇用関係にあるものであり兼務は出来ない。

2 ほか次の資格を有する者であること。

- (1) 空間総括監理技術者の資格を有する。
- (2) 過年5年で公共測量申請による都市計画図作成(修正含む)ならびに用途データ修正の業務実績を有している者であること。

(貸与資料)

第7条 貸与する資料は下記の通りとし、「乙」はその管理について責任をもって行い、業務終了後は速やかに返却するものとする。

- (1) 航空写真データ(平成29年度撮影)
- (2) 令和2年度地番現況図データ(1/1,000)
- (3) 都市計画図(1/2,500)
- (4) 都市計画縦覧図
- (5) 都市計画データ
- (6) 都市計画告示資料
- (7) その他必要とする資料

(業務経過の報告)

第8条 本業務の実施期間中において、「甲」が必要と認めた場合、「乙」は業務の途中経過をその都度報告しなくてはならない。

(成果品の検査及び納品)

第9条 本業務の成果品については、管理技術者立会いの上、「甲」の検査を受けるものとする。各成果品(中間成果も含む)の検査日、納品日については「甲」の指示に従うものとする。

(成果品の不適合)

第10条 納品の後、成果品に仕様書等との不一致その他成果物が当然有すべき品質を欠いていること(以下「不適合」という。)が発見された場合は、速やかに「甲」の指示に従い必要な処理を「乙」の負担において行なうものとする。

(業務工期)

第11条 本業務の業務工期は、契約締結日より令和5年10月末日までとする。

(納入場所)

第12条 本業務の成果品の納入場所は、明日香村総合政策課とする。

(その他)

第13条 本業務の設定数量等に大幅な変更が生じた場合は、「甲」と「乙」が協議の上、対処するものとする。

## 第2章 業務内容

(業務概要)

第14条 本業務の概要は、次のとおりとする。

- (1) 計画準備及び打合せ協議
- (2) 用途界確認
- (3) 計測確認

(計画準備・打合せ)

第15条 本業務を遂行するにあたり、作業実施計画書作成及び各業務単位での「甲」との打合せを十分に行なうものとする。

- 2 「甲」所有のデータ・資料収集整理を行う。
- 3 打合せ内では計測までの業務フロー等を「甲」に説明のうえ了承を得る。

(用途界確認)

第16条 受注者は、都市計画規制情報の計測作業にあたり、「甲」所有の都市計画データや告示資料等を用いて次の都市計画データの状況を確認するものとする。

- 2 確認データは次のものとする。
  - (1) 都市計画区域
  - (2) 市街化区域
  - (3) 用途地域
  - (4) 特別用途地区
  - (5) 公園
  - (6) 歴史的風土保存地区
  - (7) 風致地区
  - (8) 周遊歩道
  - (9) 都市計画道路
  - (10) 都市計画法34条11号区域
  - (11) 市街化調整区域における建ぺい・容積率指定図
- 2 受注者は、都市計画図と用途地域・都市計画道路等、関連する法規制情報毎の整合確認を行うものとする。

- 3 受注者は、図郭付近について、別途図郭をまたがった形で都市計画図・関連する法規制との整合が確認できるよう出力図にて整合確認する。
- 4 受注者は、上記（3）のデータ作成の際は、住民課の地番図と地番界を照合し、不明個所の抽出を行うものとする。
- 5 受注者は、各都市計画データに設定する属性情報については、固定資産管理システムをベースとするが、担当職員と協議のうえ、決定するものとする。
- 6 受注者は、都市計画データの管理及び利用において必要となる事項についてデータファイル説明書を作成するものとする。

（計測確認）

- 第17条 受注者は、計測すべき情報を確認後、パソコン上で規制情報データをスケールアップし、計測を行う。
- 2 計測時に不明箇所が生じた場合には、担当職員と協議のうえ、解決するものとする。

（データセットアップ）

- 第18条 受注者は、本業務で再計測調整した都市計画データの成果を速やかに固定資産管理システムにセットアップ対応を行うこと。

### 第3章 成果品等

（成果等）

- 第19条 本業務の成果等は次のとおりとする。

- （1）都市計画図データ
- （2）その他
  - ①各種データセットアップ記録一式
  - ②業務打合せ簿一式

以上